

太田市介護予防訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表

太田市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。

令和6年6月改定版

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111 訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を決める場合	(1)1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	90%	1,176 1月につき
A2	2111 訪問型サービス11日割			事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 日割り ÷ 30.4日	90%	39 1日につき
A2	1211 訪問型サービス12		(2)1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	90%	2,349 1月につき
A2	2211 訪問型サービス12日割			事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 日割り ÷ 30.4日	90%	77 1日につき
A2	1321 訪問型サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	90%	3,727 1月につき
A2	2321 訪問型サービス13日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ÷ 30.4日	90%	123 1日につき	
A2	C211 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算11	高齢者虐待防止法未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	90%	-12 1月につき
A2	C220 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	90%	-1 1日につき
A2	C212 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	90%	-23 1月につき
A2	C213 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	90%	-1 1日につき
A2	C214 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	90%	-37 1月につき
A2	C215 訪問型高齢者虐待防止法未実施減算13日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	90%	-1 1日につき	
A2	D211 訪問型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	90%	-12 1月につき
A2	D220 訪問型業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	90%	-1 1日につき
A2	D212 訪問型業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	90%	-23 1月につき
A2	D213 訪問型業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	90%	-1 1日につき
A2	D214 訪問型業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	90%	-37 1月につき
A2	D215 訪問型業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	90%	-1 1日につき	
A2	6001 訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		90%	所定単位数の 10%減算 1月につき
A2	6003 訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		90%	所定単位数の 15%減算 1月につき
A2	6002 訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		90%	所定単位数の 12%減算 1月につき
A2	8000 訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		90%	1月につき
A2	8001 訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		90%	1日につき
A2	8100 訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		90%	1月につき
A2	8101 訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		90%	1日につき
A2	8110 訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		90%	1月につき
A2	8111 訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		90%	1日につき
A2	4001 訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算			90%	200単位加算 200 1月につき
A2	4003 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		90%	100単位加算 100
A2	4002 訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(1)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		90%	200単位加算 200
A2	6102 訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算		90%	50 1回につき
A2	6269 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		90%	所定単位数の 245/1000 加算 1月につき
A2	6270 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		90%	所定単位数の 224/1000 加算
A2	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		90%	所定単位数の 182/1000 加算
A2	6380 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		90%	所定単位数の 145/1000 加算
A2	6381 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		90%	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 221/1000 加算
A2	6382 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2				90%	(二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 208/1000 加算
A2	6383 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3				90%	(三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 200/1000 加算
A2	6384 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ4				90%	(四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 187/1000 加算
A2	6385 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ5				90%	(五)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 184/1000 加算
A2	6386 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ6				90%	(六)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 163/1000 加算
A2	6387 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ7				90%	(七)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 163/1000 加算
A2	6388 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ8				90%	(八)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 158/1000 加算
A2	6389 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ9				90%	(九)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 142/1000 加算
A2	6390 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ10				90%	(十)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 139/1000 加算
A2	6391 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ11			90%	(十一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 121/1000 加算	
A2	6392 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ12			90%	(十二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 118/1000 加算	
A2	6393 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ13			90%	(十三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6394 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ14			90%	(十四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 76/1000 加算	

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は負担割合証により80%又は70%となる場合があります。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

太田市介護予防通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(1/2)

太田市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が使用します。

令和6年6月改定版

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位				
A6 1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	日割の場合 ÷ 30.4日	1,798単位	90%	1,798	1月につき		
A6 1112	通所型サービス11日割				59単位	90%	59	1日につき		
A6 1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2	日割の場合 ÷ 30.4日	3,621単位	90%	3,621	1月につき		
A6 1122	通所型サービス12日割				119単位	90%	119	1日につき		
A6 C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	90%	-18	1月につき		
A6 C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位減算	90%	-1	1日につき		
A6 C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	日割の場合 ÷ 30.4日	36単位減算	90%	-36	1月につき		
A6 C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割				1単位減算	90%	-1	1日につき		
A6 D211	通所型業務継続計画の未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	90%	-18	1月につき		
A6 D212	通所型業務継続計画の未策定減算11日割				1単位減算	90%	-1	1日につき		
A6 D213	通所型業務継続計画の未策定減算12		事業対象者・要支援2	日割の場合 ÷ 30.4日	36単位減算	90%	-36	1月につき		
A6 D214	通所型業務継続計画の未策定減算12日割				1単位減算	90%	-1	1日につき		
A6 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	90%	1月につき				
A6 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	90%	1日につき				
A6 6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	90%	-376	1月につき		
A6 6106	通所型サービス同一建物減算2				752単位減算	90%	-752			
A6 5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	90%	-47	片道につき			
A6 5010	通所型生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	90%	100	1月につき			
A6 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	90%	240				
A6 6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	90%	50				
A6 5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	90%	200				
A6 5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	90%	150			
A6 5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	90%	160			
A6 6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	90%	480				
A6 6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位	90%	88			
A6 6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ 2				事業対象者・要支援2	176単位	90%	176		
A6 6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 1			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	90%	72		
A6 6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 2					事業対象者・要支援2	144単位加算	90%	144	
A6 6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 1	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	90%	24				
A6 6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	90%	48			
A6 4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	90%	100				
A6 4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	90%	200			
A6 6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	90%	20	1回につき			
A6 6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	90%	5			
A6 6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	90%	40	1月につき			
A6 6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算		90%				
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算		90%			
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算		90%			
A6 6390	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算		90%			
A6 6381	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 1			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の81/1000 加算		90%		
A6 6382	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 2					(二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の76/1000 加算		90%	
A6 6383	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 3					(三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の79/1000 加算		90%	
A6 6384	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 4					(四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の74/1000 加算		90%	
A6 6385	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 5					(五)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の65/1000 加算		90%	
A6 6386	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 6					(六)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の63/1000 加算		90%	
A6 6387	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 7					(七)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の56/1000 加算		90%	
A6 6388	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 8					(八)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の69/1000 加算		90%	
A6 6389	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 9					(九)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の54/1000 加算		90%	
A6 6390	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 10					(十)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の45/1000 加算		90%	
A6 6391	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 11	(十一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の53/1000 加算			90%				
A6 6392	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 12	(十二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の43/1000 加算			90%				
A6 6393	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 13	(十三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の44/1000 加算			90%				
A6 6394	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ 14	(十四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の33/1000 加算			90%				

※事業所が送迎を行わない場合については、A61111及びA61112を算定している場合A65612について1月につき376単位の範囲内で、A61121及びA61122を算定している場合A65612について1月につき752単位の範囲内で減算していただく。

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は負担割合証により80%又は70%となる場合があります。

太田市介護予防通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(2/2)

太田市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が使用します。

定員超過の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単	定員超過の場合 × 70%	90%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超		59単				
A6	8011	通所型サービス12・定超		3,621単				
A6	8012	通所型サービス12日割・定超		119単				

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	90%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠		59単				
A6	9011	通所型サービス12・人欠		3,621単				
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠		119単				

※サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は負担割合合証により80%又は70%となる場合があります。

※色分けは以下のとおりです。

新設	水色
変更	黄色
廃止	灰色

太田市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和6年6月改定版

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	442単位	1月につき
AF	2211	介護予防ケア高齢者虐待防止措置未実施	高齢者虐待防止措置未実施	4単位減 438単位	
AF	2212	介護予防ケア高齢者業務継続未実施	高齢者虐待防止措置未実施及び業務継続計画未策定	8単位減 434単位	
AF	2213	介護予防ケア業務継続計画未策定	業務継続計画未策定	4単位減 438単位	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300